

れる林業や農業、清廉な湧水を活かして行われる醸造業、川沿いや湖岸の村々での漁業等、さまざまな水辺の生業の発展がみられる。

街道および湖上航路の整備が進むとともに、市域を行き交う人や物は急速に増加し、拠点となる宿場や港町が発展した。越前と琵琶湖を結ぶ海津、若狭との結節点である今津と木津、安曇川船運の終点・船木、大溝藩の外港である大溝などには港が置かれ、それぞれの港町では、船問屋や旅館等が繁栄した。

市域は平地が少なく、山林に依拠するところが大きいため、山の境界をめぐる山論、また漁場をめぐる相論が度々起きている。こうした相論では、訴訟のために村の代表が京都や江戸へ出張する機会もあり、費用の面でも村には負担が重くのしかかった。

正徳年間ころからは、郡域南部で農家の副業として高島ちぢみの生産が始まり、現在に引き継がれている。

安曇川町上小川で生まれ、日本陽明学の祖ともされる中江藤樹は、その地で私塾を開いて多くの人に教を伝え、近江聖人と呼ばれた。また新旭町太田で生まれた浅見綱齋は京都の山崎闇齋門下で名をなし、儒学者として活躍した。

エ 近代～現代

明治維新後の高島郡は、明治4年(1871)年7月の近世の入り組み支配を踏襲した県の設置を経て、11月には近江国に設置された大津県と長浜県(翌年に犬上県と改称)のうち長浜県の管轄下に入ることとなった。この2県は、翌5年9月に滋賀県となった。

明治11(1878)年には、江戸時代からの村の自治機能を復活した郡区町村編成法が制定され、今津村の曹沢寺に郡役所が開設された。その後、明治18(1885)年の連合戸長役場制を経て、明治22(1889)年の町村制施行により、高島郡には17の村が成立している。

町村制が施行された明治22(1889)年、新旭町北部から今津町南部に広がる饗庭野台地一帯が、正式に陸軍に買い上げられ、第四師団の管理下に置かれるようになった。以後、饗庭野は陸軍の演習場として、その役割の重要性が高まり、明治40年代には敷地が拡張され、兵舎も建設されていく。大正に入ると、多くの兵士が演習にやってくるようになり、今津町今津では彼らを顧客とした商家が軒を連ね、新しい町が形成され、その後の経済発展に大きな影響を与えた。

湖上・陸上交通面では、まず明治2(1869)年に琵琶湖に蒸気船が登場したことがあげられる。数年の間は個人経営による蒸気船の運営が続くが、明治15(1882)年には太湖汽船会社が設立され、高島郡の大溝・船木・深溝・今津・海津に栈橋が建造された。

大正10(1921)年3月、江若鉄道が大津で運転を開始し、昭和2(1927)年には、郡民の悲願であった鉄道が高島郡内を走るようになった。路線は少しずつ北へと延伸、

昭和6（1931）年に今津までが開通した。

（2）行政区画の変遷

市域には、明治22（1889）年の町村制施行により海津村・剣熊村・西庄村・百瀬村・川上村・今津村・三谷村・新儀村・饗庭村・広瀬村・安曇村・青柳村・本庄村・高島村・大溝村・水尾村・朽木村が成立した。同35（1902）年に大溝村が町制施行、39（1906）年に今津村が町制施行、昭和15（1940）年に安曇村が町制施行。同18（1943）年4月29日に高島村・大溝町・水尾村が高島町に、29（1954）年11月3日に広瀬村・安曇町・青柳村・本庄村が安曇川町となる。さらに30（1955）年1月1日に、海津村・剣熊村・西庄村・百瀬村がマキノ町に、川上村・今津町・三谷村が今津町に、新儀村・饗庭村が新旭町となり、この5町に朽木村を加えた高島郡6町村が、平成17（2005）年1月1日に高島市となった。

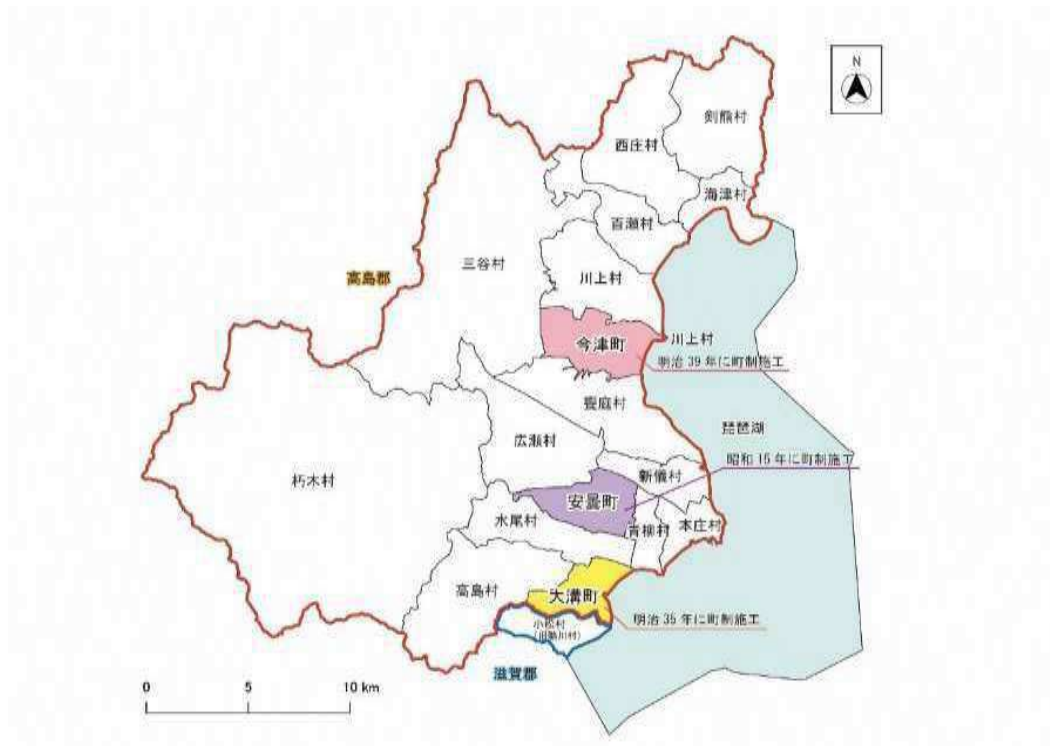


図 明治～昭和の町政施行時の行政区画（国土数値情報を使用）



図 平成の合併時の行政区域（国土数値情報を使用）

第2章 高島市の文化財の概要と特徴

1. 指定等文化財等の状況

文化財保護法等に基づき、指定・登録・選定・選択されている文化財は、国指定・選定21件、滋賀県指定18件、高島市指定122件、滋賀県選択5件、国登録11件となっている。また、平成27（2015）年に日本遺産第1号認定を受けた「琵琶湖とその水辺景観—祈りと暮らしの水遺産」の構成文化財のうち5件が市内に所在している。

種別	有形文化財						民俗文化財		記念物			文化的景観	合計
	彫刻	工芸品	書跡	絵画	建造物	歴史資料	有形民俗	無形民俗	史跡	名勝	天然記念物		
国指定	8	-	1	2	3	-	-	-	2	2	-	3	21件
県指定	2	-	4	1	3	-	1	-	5	1	1	-	18件
市指定	43	11	16	12	18	3	4	7	5	1	2	-	122件
県選択	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	5件
国登録	-	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	11件

表〇 指定及び選択、登録文化財の内訳

(1) 国指定等文化財

史跡では、近江聖人と称えられた中江藤樹の生家・私塾跡である藤樹書院跡が、大正10(1921)年に国指定となっている。史跡地内には、明治13(1880)年の火災による焼失の後に再建された書院建物が存在し、現在も藤樹の教えを伝える拠点として、公益財団法人藤樹書院が保存・管理を続けている。なお、平成18(2006)年には書院北方に位置する藤樹の墓所が追加指定されている。

また、県内に数多く存在する中世城館の一つで、戦国期の在地領主の城館跡である清水山城館跡が平成16(2004)年2月に指定されている。

名勝には、12世紀後半から13世紀前半の庭園遺構で、庭園史上の空白期を埋める貴重な価値を有する朽木池の沢庭園と、室町時代の武家庭園として著名な旧秀隣寺庭園が指定されている。

重要文化的景観については、平成17(2005)年の高島市合併直後から保存活用調査を実施し、平成27(2015)年1月までに、高島市海津・西浜・知内の水辺景観、高島市針江・霜降の水辺景観、大溝の水辺景観の3地域が選定を受けている。

有形文化財では、平安～室町期の仏像彫刻8件と書跡16件、絵画3件が重要文化財に指定されるほか、建造物では、安曇川流域のみに存在する思子淵神を祀る思子淵神社本殿他二社が、県内でも珍しい中世の小社建築として平成27(2015)年に重要文化財に指定されている。

また、主として築50年以上の近代建築等が対象となる登録文化財については、白鬚神社社務所やヴォーリズ建築の銀行・教会・郵便局等、市内で11件が国登録文化財となっている。



史跡藤樹書院跡



小川思子淵神社本殿

(2) 県・市指定等文化財

華麗な副葬品が出土したことで知られる鴨稻荷山古墳、大溝藩主・分部家墓所、鶉川四十八体石仏、王塚古墳が県史跡に指定される他、江戸時代の寺院庭園である極楽寺庭園が県名勝に指定されている。また天然記念物では、平成29年に朽木のトチノキ巨木林が県指定となっている。

民俗文化財では、朽木の木地屋用具とその製品が県有形民俗文化財に指定されるほか、大溝祭、七川祭、川上祭、六斎念仏踊りが県選択となっている。

なお、市指定文化財については、合併前の旧町村時代に指定を受けたものが大部分を占めている。旧町村ごとに指定候補の選定方法や調査方法、指定基準に違いがあったことから、合併当時は、旧町村間で指定状況に大きな開きが見られた。合併後は、その解消を図りつつ、各自治体史編さん時の調査結果や過去の調査の分析を進め、市文化財保護審議会での審議を経て、新指定を行っている。また令和元年度には、旧町村時代の指定物件を含め、現在の市指定文化財の個別台帳を作成した。



トツカサ神社



川上祭

2. 埋蔵文化財

高島市内には、364件を数える埋蔵文化財包蔵地が存在する。遺跡には、古代の人々の営みの痕跡である集落跡が縄文時代晩期から認められ、弥生時代には、琵琶湖岸を中心とする平野部に多くに集落跡が確認されている。丘陵地を中心とした地域には、有力者の亡骸を埋葬施設に葬った古墳や古墳群が分布する他、白鳳時代の寺院跡や戦国時代の軍事的な施設跡である城跡や館跡など、各時代を象徴する種類の遺跡が多く存在する。

文化財保護法では、これら周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業を行う場合には、事前の届出を義務付けており、その開発等の内容によって発掘調査が実施されてきた。その件数は、年間約40件程で推移し、これらの調査成果は、高島市埋蔵文化財発掘調査報告書として刊行、その数は36集を数える。

高島市内では、約100年程前に京都帝国大学による滋賀県指定史跡「鴨稻荷山古墳」の発掘調査を皮切りに、マキノ地域の北牧野製鉄遺跡、斉頼塚古墳、北牧野古墳群の発掘調査、今津地域の日置前遺跡発掘調査による古代寺院の彩色壁画片の発見のほか、新旭地域の国史跡清水山城館跡や熊野本高地性集落遺跡、高島地域の大溝城跡や鴨遺跡、朽木地域の朽木氏関連遺跡や二つの名勝庭園、安曇川地域の田中古墳群や南市東、下五反田遺跡など、多くの発掘調査が実施されてきた。

マキノ地域の先進的な古代製鉄や、安曇川地域の渡来系遺物、中国北方地域のオールドス式銅剣の鋳型など、日本海地域を介した大陸文化との直接的な繋がりや、畿内周辺地域としての交易や発展などが埋蔵文化財の特徴として認められる。



南市東遺跡出土遺物



田中古墳群出土遺物

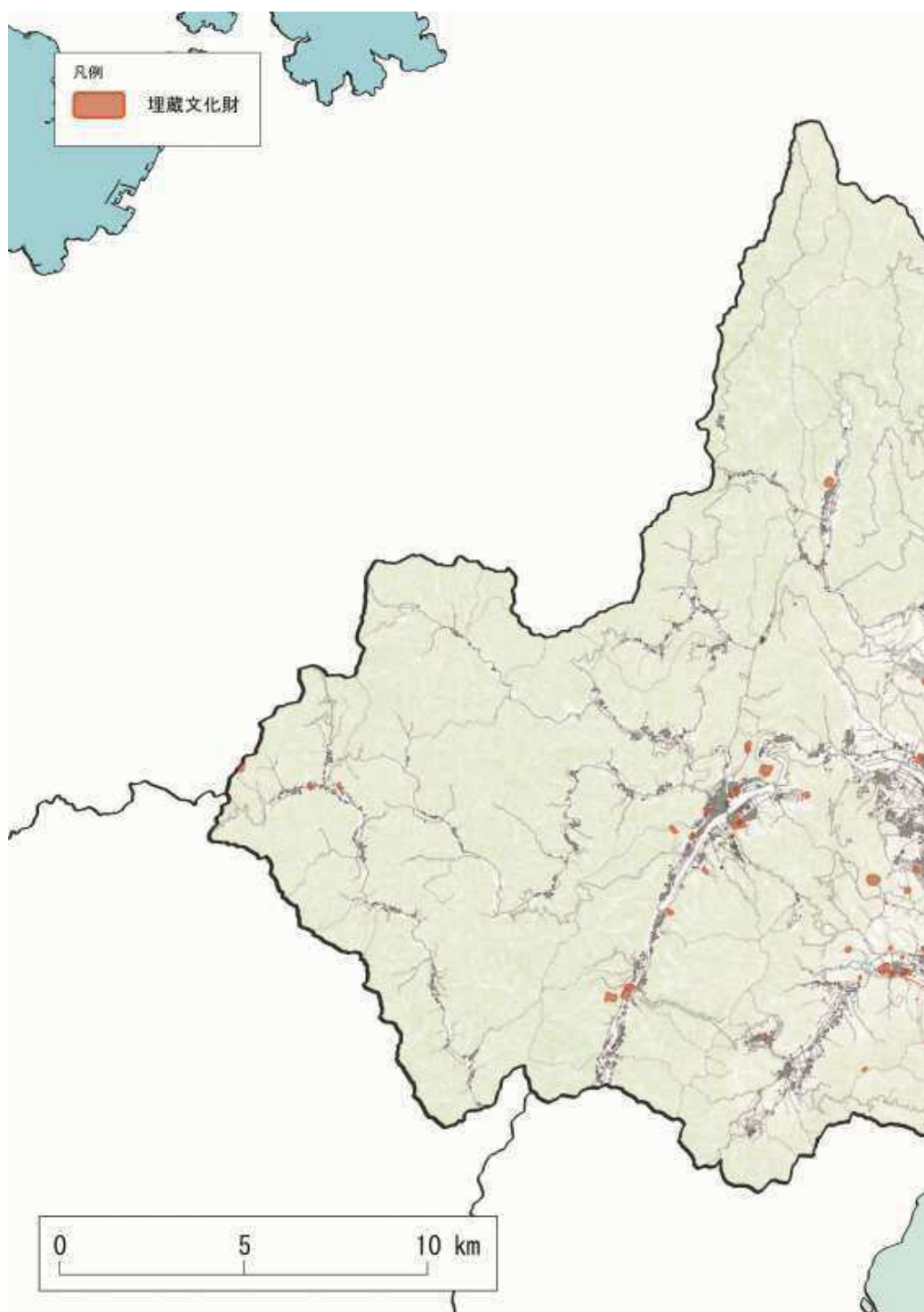
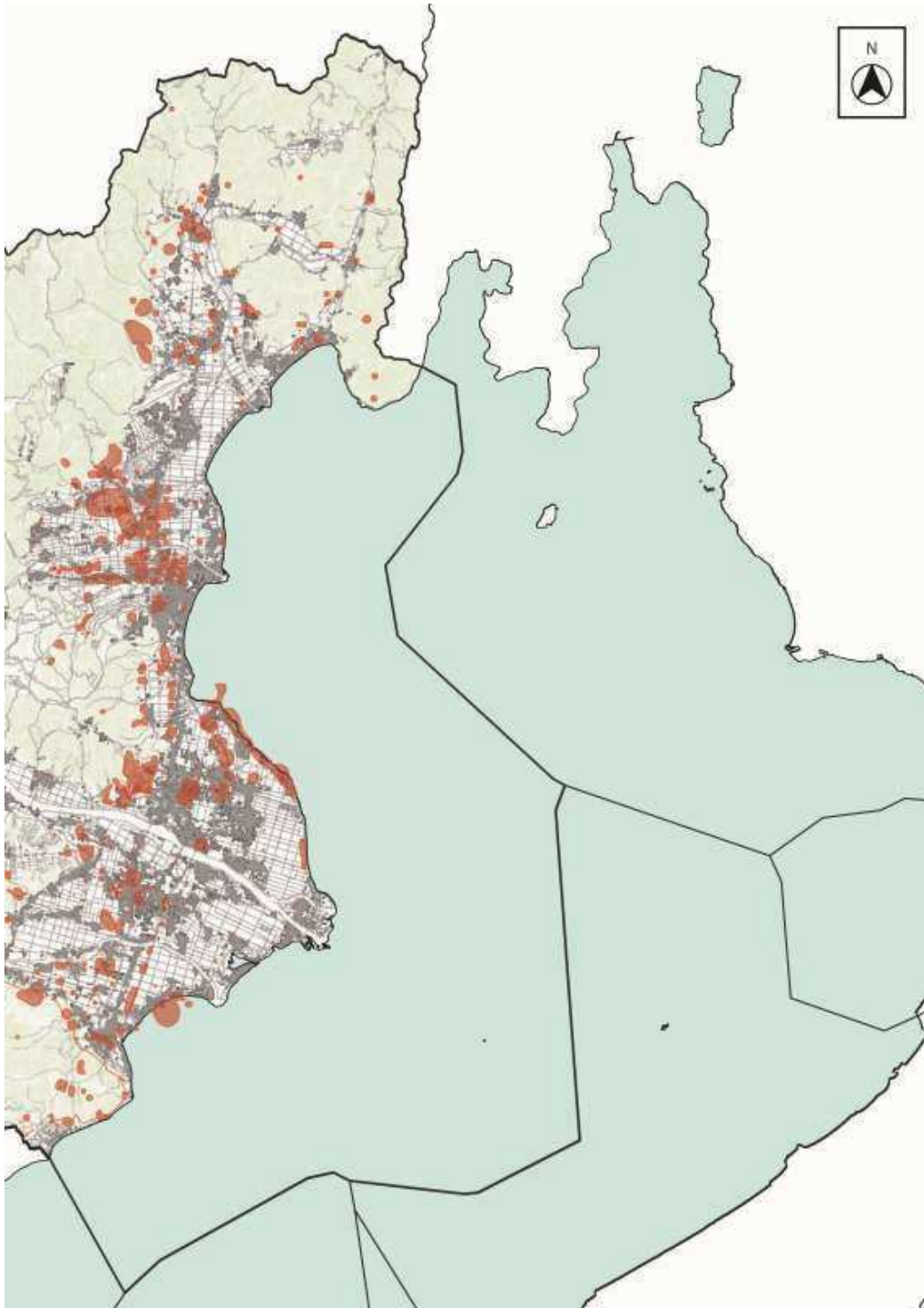


図 遺跡（埋蔵文化財包蔵地）分布図



3. 指定等文化財以外の資産

指定等を受けていない文化財に関しても、これまでに一定の状況把握調査が行われている。

建築・建造物に関する実態把握調査は昭和50年代から県を中心に断続的に進められており、社寺建築、近代和風建築、近世民家、近代化遺産、石造建造物について、報告書が刊行されている。

歴史資料としては、滋賀県大般若波羅密多經調査や滋賀県所在梵音具資料調査が実施されている。その他、古道や祭礼、民俗芸能関係の文化財についても、滋賀県による調査が行われている。なお、各種報告書掲載の市内の文化財については、平成30(2018)～令和元年度に情報のデータベース化を行った。また、詳細な調査は未実施であるが、藤樹書院に伝来した、中江藤樹関係資料および多数の漢籍類は、現在、近江聖人中江藤樹記念館に収蔵されている。

有形民俗文化財の一部である民具資料については、旧町村から引き継がれた資料が市内資料館・収蔵庫に保管されている。これらの民具資料は、高島市の風土が造り出した暮らし、その地で行われてきた生業、古くから伝わる風習や先人の知恵を伝える貴重な文化財である。市所有の民具については、令和2(2020)年度中に台帳整備および状況確認が終了する見込みである。

また、上記文化財のほか、発酵食や琵琶湖の魚を使った伝統食、中江藤樹を始めとする郷土の先人、扇骨・織物等の伝統産業、琵琶湖や河川で続けられる伝統漁法での漁業等も高島の自然・風土と共に受け継がれてきた特徴的な文化財といえる。



大般若経の調査



竜骨車

4. 文化財の特徴

市域には、様々な地域との交流によってもたらされた知識や技術が作り上げた特徴的な文化財が多数存在する。

有形文化財の指定は彫刻が最も多く、国・県・市の指定件数を合わせると53件となる。これは、比叡山延暦寺の影響が見られる市内南部に多くの平安彫刻が残されていることと、市域全体に中央の寺社・貴族による荘園や杣の開発があったことによるものと考えられる。絵画については指定点数は少ないが、重要文化財・正法寺仏涅槃図に代表されるように鎌倉～室町頃の仏教絵画の優品が多く、本市域に広まった中世以降の仏教信仰の隆盛をうかがわせる。加えて、書跡で数多く見られる大般若経経典も、本市の特徴的な文化財の一つである。滋賀県内で数多く見られるものであるが、本市にも集落ごとに寺院や神社で保管され、現在も大般若会等で転読が行われている。

建造物では、中世～近世の寺社建築の指定が多くなっている。棟札や擬宝珠銘により建造年代、願主、大工等が明らかになっているものが多く、氏子や檀家によって長年守られてきた歴史を伝えるものが多い。

また、山と湖の豊かな自然環境が生み出した文化財も数多く存在する。山々に自生する原生林やトチの巨木、また自然地形が造り出した滝や溪谷、鉱物等が存在することはもちろん、それらを守るために続けられてきた祭礼行事、またそれらを使った生業等が今日に至るまで営まれてきた。それらのうち、特に重要な水辺の3地域は重要文化的景観に選定されている。豊かな自然環境の維持によって保存継承されてきた文化財が多数存在することも本市の特徴の一つである。



仲仙寺十一面観音立像



トチノキ

第3章 高島市の歴史文化の特徴

第1章および第2章で示した高島市の自然・地理的環境、社会的状況、歴史的背景、文化財の概要と特徴を踏まえ、本地域計画では本市の歴史文化の特徴を次の3点とする。

1. 交通の要衝の影響

古代から現代に至るまで、日本海・北国・琵琶湖・畿内を結ぶ大小様々の陸路と水路を介した人や物の交流が本市に独自の歴史と文化をもたらした。

古代においては、渡来系氏族の居住を含めた長距離交易の他、複数の製鉄関連遺跡から鍛冶生産などの手工業生産の発展をうかがうことができる。また、九州系石室を持つ古墳や、日本海沿岸の埋葬形態や朝鮮半島系の遺物も各地との交流の歴史を示している。古代における官道・北陸道のルートや駅、関、津の場所には諸説があるものの、これらの存在が本市の歴史文化の発展に大きく影響していることは間違いない。

中世以降の街道の発展と、北陸と琵琶湖を結ぶルートの開削は、より多くの人と物の交流を生み、経済的な発展を促した。

また、そうした地の利と経済基盤を受け、鎌倉時代末から室町時代にかけては、近江守護佐々木氏の一族から分かれた「高島七頭」と呼ばれる諸家が市域に割拠し、その本拠となった城館や、在地領主や土豪の館が各地に築かれた。

近世に入ると、江戸幕府による本格的な街道の整備が始まり、市域では旅人や巡礼者の急激な増加、港町・宿場町の発展が見られるようになる。このことは、近代以降の蒸気船の就航、鉄道の敷設へとつながり、現在の高島市の形成に影響を与えることとなった。

2. 山の恵みと産業

豊かな自然環境に恵まれ、豊富な山林資源を活かした産業および生活文化が生み出されたことも、本市の歴史文化の特徴である。古代から都の木材の供給地として杉が置かれ、その木材の運搬には、豊富な水量を誇る安曇川の流れが利用された。また、山林資源は、都へ運ばれるだけでなく、地元住民の生業と深くつながり、朽木地域では、木地師や山師が活躍するとともに、水への畏敬の念に端を発する信仰等も広まった。

一方で、豊かな資源は、それらを供給する山の権利をめぐる相論にもつながり、中世から近世にかけて、多くの村々で言い分を主張するための絵図や古文書が作成され、村の自治組織の確立や連合体の形成につながった。

3. 水辺の生活文化

様々な水辺での暮らしを維持してきたことによる、独特の生活文化が現在にまで受け継がれている。豊かな水の恵みによって生み出された生業、祭礼、食文化、水利用に伴う独特の生活習慣、自然景観などは、いずれも高島市の歴史文化の形成に深い影響を与え、それらが特に良好に継承されている3地域は、国の重要文化的景観にも選定されている。ここでは、自然の恵みによってもたらされた高島市ならではの水辺景観が維持されていることはもちろん、水に感謝をしながらそこに暮らす人々の意識や習慣が、この貴重な水辺景観の継承につながっているといえることができる。

こうした湖西北部特有の山と湖に囲まれた地形と、そこに存在する豊かで清らかな水、それらとうまく共存を図ってきた人々の生活文化は、「水と緑 人の行き交う高島市」を将来像とする現在の高島市の基盤になっているともいえる。



乙女ヶ池



安曇川のヤナ

第4章 文化財の保存と活用に関する現状と課題

1. これまでの文化財調査の概要

高島市の文化財を把握するための調査は、昭和2（1927）年刊行の高島郡史編さんに向けた調査を始めとする。昭和時代には、合併前の旧町村において自治体史誌の編さんが進められ、それに伴う調査が実施されている他、名勝朽木池の沢庭園などの発掘調査等も実施されている。平成に入ると、旧自治体ならびに滋賀県等によって現況調査や建造物、歴史資料（古文書）、文化的景観の調査等が実施されるなど、文化財把握の取組が継続的に行われてきた。

（1）郷土史・町村史誌の編さん

近代以降、滋賀県下では郡誌の編さんが盛んに行われ、高島郡においても昭和2（1927）年に高島郡教育会によって『高島郡誌』が刊行された。昭和40年代以降、郡内各町村で自治体誌の編さんが進められ、昭和49（1974）年に『朽木村志』、昭和58（1983）年に『高島町史』、昭和59（1984）年に『安曇川町史』、昭和60（1985）年に『新旭町誌』、昭和62（1987）年に『マキノ町誌』、そして平成9（1997）年から15年にかけて『今津町史』全4巻が刊行されている。さらに、高島市誕生後の平成22（2010）年に旧朽木村の歴史を伝える『朽木村史』全2巻が刊行されている。

これらの自治体史誌は、編さんにかかる調査期間や編集方針等にはそれぞれ違いがあり、地元の郷土史家が中心となり、地域に残る資料や伝承を町民の目線でまとめた『新旭町誌』、『マキノ町誌』、歴史系の有識者を編集委員や執筆委員に迎え、古文書調査等を経て地域の歴史を記した『高島町史』、『今津町史』、『朽木村史』、そして、高島市出身の民俗学者・橋本鉄男氏の尽力で貴重な民俗調査の成果が盛り込まれた『朽木村志』、『安曇川町史』に分類することができる。

また、市内各地で大字史の編さんも行われており、これらには地域独自の調査によって発見された資料や、地元で伝わる伝承等が紹介されている例も少なくない。

（2）現況調査

旧新旭町では、平成11（1999）年度～平成14年度に、木津荘域の現況を記録することを目的とした現況調査を実施している。木津荘域は比叡山直轄の荘園であり、保延4年（1138）に旧饗庭村（現、新旭町北部地域）に成立した。現地調査および聞き取り調査を実施し、水利・耕地、地名、民俗慣行等について、報告書Ⅰ・Ⅱを刊行している。

また、同じく旧新旭町においては、平成14（2002）年度～平成16年度に、清水山城館跡とその城下の現況調査が行われ、報告書が刊行されている。清水山城館跡は、室町時代に西佐々木氏惣領家の佐々木越中氏が本拠を置いた城である。

(3) 有形文化財調査

建造物については、滋賀県が実施した近世社寺建築調査、近代和風建築調査、近世民家調査、近代化遺産調査等により、その概要が把握された。また、旧高島町においては、平成8年(1996)度～15年度に大溝城下町区域を調査対象範囲として「福井家住宅」、「旧大溝城下町の調査」、「大溝陣屋総門」の調査が行われ、それぞれ報告書が刊行されている。その他、『今津町史』および『朽木村史』編さん時に、それぞれ域内の主な歴史的建造物の調査が行われている。

歴史資料(古文書)調査については、旧町村時代の郷土史編さんの過程において、6町村それぞれで実施されている。合併後には、平成23(2011)・24年度に大溝藩分部家文書が市に寄贈されたことを契機として文書調査が行われ、目録が刊行された。大溝藩分部家文書は、この調査成果を受けて、平成27(2015)年に滋賀県有形文化財に指定された。

(4) 文化的景観調査

平成16(2004)年の文化財保護法改正により、新たに文化財として位置付けられた文化的景観について、高島市では平成17(2005)年度から、文化的景観の保存活用調査を実施した。本調査では、まず市内の文化的景観候補地を選定することから始め、市内10カ所の選定候補地が挙げられた。その後、地域住民の意向調査や文化的景観としての保存状況の確認等を経て、平成17年度～19年度に海津・西浜・知内の水辺景観、平成19(2007)年度～21年度に針江・霜降の水辺景観、平成24(2012)年度～26年度に大溝の水辺景観の調査を実施した。調査は、自然・歴史・民俗・建築・歴史地理・社会環境の分野で、それぞれ有識者の指導を得て実施し、報告書を刊行した。これらの地域はこういった調査成果を受けて、重要文化的景観に選定された。

(5) 名勝庭園調査

高島市に所在する二つの名勝について、以下の調査等が行われている。

名勝朽木池の沢庭園は、地元に残る貴族の隠遁伝承により、その存在が知られていたが、昭和55(1980)年に旧朽木村が実施した地形測量と発掘調査で確認された池跡や中島、出土土器から鎌倉時代前期(13世紀初頭)の庭園と判明した。平成18(2006)年度から高島市が確認調査を実施し、旧河道の窪みや山裾からの湧水、露出する岩盤など、自然地形を巧みに利用した庭園意匠を確認した。本庭園はこういった調査成果を受けて、平成24(2012)年1月24日に、名勝に指定された。

旧秀隣寺庭園は、朽木植綱の居館である岩神館に足利義晴が滞在した際に築造されたと伝わる庭園である。室町時代の代表的な庭園として、昭和10(1935)年に、名勝に指定され、興聖寺の境内環境と共に保護されてきた。平成29(2017)年より、今

後の保護、修復・整備に向けた方針や整備後の活用に向けた専門委員会が設置され、調査や整備事業が進められている。

(6) 食文化調査

滋賀県が平成6年(1994)度から8年度に実施した伝統食文化調査において、概要および市域の代表的な食文化を把握した。また、平成21(2009)年には、高島市商工会高島ブランド研究会により、高島の魅力発信を目的とした食文化調査が実施され、「食の贈り物暦」が作成された。

		マキノ	今津	新旭	安曇川	朽木	高島
有形文化財	建造物	△	○	△	△	○	○
	美術工芸品	△	△	△	△	△	△
無形文化財		○	○	○	○	○	○
民俗文化財		△	△	△	△	○	○
記念物	史跡	—	△	△	△	△	△
	名勝	△	△	△	△	○	△
	天然記念物	△	—	—	△	—	未
文化的景観		○	未	○	未	未	○
伝統的建造物群		○	—	—	—	—	—
埋蔵文化財		○	○	○	○	○	○
その他		△	△	△	△	△	△
備考							

(凡例) ○：概ね調査ができている △：さらに調査が必要 —：該当なし 未：未調査

表 既存調査の状況

2. 文化財調査の課題

旧町村時代に郷土史誌編さんや、県の調査、また一部では町村単独での文化財調査が進められ、調査報告書の刊行および文化財指定による保護措置が講じられている。一方で町村ごとに調査内容や指定基準等に偏りが認められるほか、調査人員や体制整備が不足している現実も明らかになった。

(1) 有形文化財

建造物、歴史資料（古文書）については県調査および郷土史誌編さん時の調査等で、一定の状況把握がなされ、その後の指定につながっているものもあるが、美術工芸品のうち、特に絵画や金工品の調査が進んでいない。なお、歴史資料（古文書）については、区や自治会、また寺社や個人宅の蔵などから新たに発見されることも多く、緊急調査等に対応できる体制整備が必要となっている。

(2) 民俗文化財

有形民俗文化財については、主として旧町村で収集された民具であり、その多くは市内の資料館・収蔵庫に分散して保存されているが、同様のものが複数あったり、老朽化のため一部が破損したりしているものがある。点数が多いため、台帳のみでは現状が把握しづらく、活用に至っていない現状もある。

祭礼や伝統行事、地域で伝わり、受け継がれてきた技術といった無形文化財は、過去に把握されていても、近年の人口減少や生活環境の変化で、保存継承が難しくなっているものもあり、その現状確認にまでは至っていない。

(3) 史跡・名勝・天然記念物

史跡、名勝については、現況調査が実施され、一定の状況把握がなされているが、天然記念物に関しては、現状把握および現地での詳細調査が進んでいない。

(4) 文化的景観

市内の文化的景観については、合併直後の平成17（2005）年に「高島市文化的景観候補地選定委員会」を設置し、有識者による候補地の調査・検討を行った。その際、市内では10カ所の文化的景観候補地があげられ、概要調査を行った。調査分野が多岐にわたるため、調査実施にあたっては分野ごとの調査委員の確保が課題である。

(5) その他の文化財

今回の文化財把握調査により、本市の歴史・文化を理解する上で重要な文化財のうち、食文化、人物、伝統産業、自然・気候等について、調査が不足していることが判明した。これらは、日常の生活の中に存在するもので、調査対象として取り上げられる機会が少

ないが、一方で環境や人々の意識の変化等により、衰退・消滅の危険を含んでおり、好機を捉えて、積極的な調査を進める必要がある。

3. 文化財の保存と活用の状況

(1) 保存の状況

建造物の保存修理事業では、合併前の旧安曇川町において、平成9（1997）年度から11（1999）年度にかけて重要文化財の若宮神社本殿の解体修理が実施されたほか、合併後の平成24（2012）年度には、市指定文化財の日吉二宮神社本殿の保存修理が行われている。

また、台風の被害を受けた文化財の修復事業として、平成30（2018）年度から令和3年度までの予定で、県指定文化財の波瀬布神社本殿の災害復旧工事が進められている他、同じく平成30（2018）年度に、重要文化的景観の重要な構成要素である海津・西浜の石積みおよび徳善寺山門の災害復旧工事が行われた。

なお、近年、新たに県や国の文化財指定を受けた建造物（県指定文化財の大田神社本殿・重要文化財の思子淵神社本殿他2棟）および重要文化財・宗正寺十一面観音菩薩坐像においては、防災施設の設置工事が行われた。

この他、史跡・名勝の維持管理や建造物の防災施設点検などの文化財管理事業が実施されている。

(2) 活用の状況

ア. 講座・講演会等

平成21（2009）年度から年毎にテーマを定め、講座および現地見学会を開催している。市内外の多くの人に高島市の文化財を知ってもらうきっかけ作りとなっている。連続参加者も多く、高島の文化財ファンを生み出している。また、市内で行われている調査事業や「たかしま歴史楽」の年間テーマに合わせて、講演会（フォーラム）を開催している。市内のホールを会場とし、より多くの人に高島の歴史に関する専門家の講話を聞く機会を提供している。

イ. 情報発信

旧町村地域ごとに主な遺跡を紹介した「遺跡散策マップ」を作成し、埋蔵文化財の普及・発信に努めた。また見学者の多い継体大王関連史跡、清水山城館跡、重要文化的景観等については、それぞれ見どころを解説したガイドマップを作成しているほか、山城・古代寺院・中世荘園・建造物・近世の北国街道等のテーマを定めた「高島歴史探訪ガイドブック」の発行を続けている。

また安曇川流域のシコブチ信仰とその周辺史跡については、高島市文化遺産活用実行

委員会が現地調査等を踏まえたマップを発行している。

市が月刊で発行する「広報たかしま」に、平成17（2005）年の創刊当初から「高島市歴史散歩」を連載し、市内の文化財情報、その時々が発掘成果、文化財の見どころ等を紹介している。また平成29（2017）年には、約100話分を冊子にまとめ、「高島市歴史散歩」として刊行した。

市ホームページでは、主に見学可能な史跡や文化財、各資料館の展示案内を掲載している他、フェイスブック等を活用した情報発信を続けている。



歴史講演会



大溝城跡現地見学会

ウ. 資料館等施設

市内には、歴史系の情報発信および資料収蔵施設として3つの資料館と高島市出身の儒学者・中江藤樹を紹介する近江聖人中江藤樹記念館がある。また観光施設に位置付けられる文化の情報発信施設として、琵琶湖周航の歌資料館と今津ヴォーリス資料館がある。

表 資料館等施設一覧

施設名	所在地	設置年	主な展示・活動内容
高島歴史民俗資料館	鴨2339番地	昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> ・鴨稻荷山古墳を始めとした市内の史跡や考古資料および大溝藩関係資料の展示を行う。 ・市内歴史系資料館の統括館として、専門知識を持つ職員を常時配置し、来館者への案内、市内の歴史情報の発信、問い合わせ対応等を担っている。
朽木資料館	朽木野尻478番地22	昭和56年	<ul style="list-style-type: none"> ・朽木池の沢庭園、木地師道具等の朽木地域関係資料の展示を行う。 ・朽木陣屋跡に所在し、朽木の歴史学習・見学の拠点として活用している。
近江聖人 中江藤樹記念館	安曇川町上小川69番地	昭和62年	<ul style="list-style-type: none"> ・中江藤樹関係資料の保存と展示を行う。 ・毎年、中江藤樹に関連するテーマを定め、展示室の一画で企画展を開催している。
マキノ資料館	マキノ町蛭口260番地	平成4年	<ul style="list-style-type: none"> ・マキノ地域の民俗・歴史資料を中心に展示を行う。 ・市内の古文書クラブの活動場所としても活用している。

琵琶湖周航の歌資料館	今津町中沼一丁目 4番地1 今津東 コミュニティーセ ンター内	平成10年 (設置) 令和2年 (移転)	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖周航の歌の作詞者・原曲者に関する資料を展示。 ・多くの歌手や演奏家による琵琶湖周航の歌が聴ける視聴コーナーを設置。
今津ヴォーリス資料館	今津町今津175番地	平成15年	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は、大正12年に百州三銀行今津支店として建てられた。ウィリアム・メレル・ヴォーリス設計で、国登録文化財。 ・内部では、ヴォーリス関係資料を展示する他、管理団体によりレストラン等として活用されている。

この他市域には、マキノ町白谷に登録有形文化財である茅葺民家を活用した白谷荘歴史博物館があり、前館長が収集した多数の明治の教科書資料、マキノ地域を中心とした民俗資料、歴史資料が展示されている。



図 資料館等施設位置図

エ. 市民の活動と意識

市域では、歴史の学習や調査、文化財の保存・継承および文化財を活かした地域づくりを目指す以下の団体による活動が行われており、市と協働した取り組みも行われている。

団体名	活動の概要
清水山城楽クラブ	国史跡・清水山城館跡の魅力を活かし、歴史体験活動を行う。また市との協働により見学ルートの整備および見学ツアーでの案内役を務める。
高島の歴史を考える会	市内の歴史愛好者が集い、高島市の歴史を学び、その成果を年度ごとに『研究集録 太加之萬』にまとめて発行している。
高島万葉の会	万葉の和歌を素材として、高島の風土と歴史・文学を学ぶ。
【高島市文化遺産活用実行委員会】朽木の知恵と技発見プロジェクト	朽木地域に伝わる植物繊維を使った布作りの技術の継承と道具の保存および古屋六斎念仏踊りの継承支援と記録作成に取り組む。
【高島市文化遺産活用実行委員会】安曇川流域文化遺産活用推進協議会	安曇川流域に伝わるシコブチ信仰の調査を実施し、関係地を紹介したマップを作成した。また、シコブチ案内ガイドの養成と見学コースの設定を進める。
【高島市文化遺産活用実行委員会】高島の盆踊り歌保存会	毎年7月下旬に、市域に伝わる伝統的な盆踊り歌を継承する6団体が一つの会場に集まり、それぞれの盆踊りを踊る「高島おどり」を開催している。
【高島市文化遺産活用実行委員会】マキノ資料保存実行委員会	市外の有識者・専門家等が、マキノ町知内区に残る古文書を中心に調査研究をすすめ、区有文書については、地域住民を対象として「村の日記を読む会」を開催している。また地域の伝統的漁法の継承を目指し、毎年6月に漁業体験会を開催している。
【高島市文化遺産活用実行委員会】ヴォーリス今津郵便局の会	登録有形文化財である旧今津郵便局を拠点として、建物の保存と公開および周辺のヴォーリス建築と連携した地域の活性化事業に取り組んでいる。
海津・西浜・知内地域文化的景観まちづくり協議会	市との協働により、重要文化的景観「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」の保存と、その魅力を活かした地域活性化事業に取り組んでいる。
針江・霜降の水辺景観まちづくり協議会	市との協働により、重要文化的景観「高島市針江・霜降の水辺景観」の保存と、その魅力を活かした地域活性化事業に取

	り組んでいる。
大溝の水辺景観まちづくり協議会	市との協働により、重要文化的景観「大溝の水辺景観」の保存と、その魅力を活かした地域活性化事業に取り組んでいる。

また、本計画の策定にあたって、市民を対象とした文化財への意識アンケート調査を行った。

4. 文化財の保存と活用の課題

ここまでに述べた高島市の文化財の保存と活用に関する取り組み状況から、次のような課題が考えられる。

(1) 状況把握と調査に関する課題

- ①旧町村時代に収集・保管した文化財は、基本的に当時の自治体で設置した収蔵庫等に分散保管されており、各文化財の所在や保存・管理状態が把握しづらい状態にあることから、継続的な保存管理状態の確認が必要である。
- ②各施設とも経年劣化が懸念されることから、文化財の適切な保存管理に向け耐震や火災等の防災対策および新施設の建設計画等の検討を進める必要がある。
- ③指定文化財の管理および保存修理等にかかる財政的支援が困難になっている。
- ④旧町村で行ってきた文化財調査、特に埋蔵文化財調査で写真や図面等で作成した記録資料について、劣化や汚損等が進行しつつある。これら記録内容を後世に保存継承していく必要がある。

(2) 保存と継承に関する課題

- ①これまで文化財を守り、継承してきた人の高齢化等により、地域の文化財、特に伝統文化の継承が困難になっている。
- ②近年、自然災害により文化財が被害を受ける事例が多発していることから、災害から文化財を保護する検討を進める必要がある。
- ③県内では、仏像や社殿の銅板等の盗難被害が報告されており、「少子化」、「高齢化」が進む本市では、これまで地域住民に頼ってきた貴重な文化財の管理等について、地域と行政が協働して進める取り組みを検討していく必要がある。

(3) 発信と活用に関する課題

- ①市内には、旧町村時代に建設された小規模な歴史系資料館4館が存在するが、今後は高島市の文化財を総合的に情報発信できる施設が必要である。
- ②文化財を見学、周遊するための交通手段が十分でない。
- ③高齢化等により文化財を活用する人材が不足している。
- ④地域で文化財を活用する団体との連携および支援が必要である。

第5章 高島市の文化財の保存と活用に関する目標と方向性

高島市の文化財の保存と活用について、次の目標を設定し、基本的な方向性を示す。

●文化財の保存と活用の目標

文化財から「高島の恵みと誇りを最大化」

●基本的な方向性

◎集約した資料の調査・研究を継続し、保存管理に適した環境を創出し、その顕在化を図る。

◎高島市特有の自然景観や先人から受け継いだ貴重な文化財を適切に保存、継承する。

◎高島市の文化財の価値や魅力を広く発信し、市民や関係団体による文化財を活かした地域づくりを支援する

第6章 文化財の保存と活用に関する方針と措置

1. 文化財調査の方針と措置

(1) 有形文化財

事前把握で整備を行った文化財台帳を基に、今後の活用方針等を踏まえて詳細調査が必要な文化財の選択をしていく。特にこれまでに未調査となっている絵画・工芸品の分野を中心に、今後の文化財指定を視野に入れ、文化財保護審議会の指導を得ながら、必要な調査を検討していく。また、歴史資料（古文書）調査については、市内の古文書解読グループと連携し、継続的な調査・解読を行う。

(2) 民俗文化財

各資料館・収蔵庫に収蔵される民具については、施設別の台帳管理を行い、今回の状況確認調査結果と収蔵スペースを踏まえ、今後の展示および活用を前提とした収蔵・保存を目指す。

人口減少のため、継承が難しくなっている無形民俗文化財については、映像等での記録保存を進めるとともに、地域住民と協議の上、広く継承者や協力者を募り、地域全体の意識が高まるよう支援を行う。また、継承者育成等の維持継承に向けた行政-地域協働による取り組みを念頭に、市民の意識調査を実施するとともに、地域住民以外の協力者や、高島市を研究・活動のフィールドとする学究機関・識者等へのヒアリング調査等についても検討する。

(3) 史跡・名勝・天然記念物

調査が進んでいない天然記念物については、まず市内を包括した現状確認および必要に応じて現地調査を進める。その後、文化財指定を視野に入れ、文化財保護審議会の指導を得ながら、保護と活用の手法を検討する。

(4) 文化的景観

今後、文化的景観地域での調査または重要文化的景観選定範囲内での追加調査が必要となった場合は、高島市重要文化的景観整備活用委員会の指導を得るとともに、地域住民との連携を図りながら、調査を行うこととする。

(5) その他の文化財

食文化、伝統産業等の調査については、文化財部局だけでなく、行政の商工振興部局および事業者組合等の関係団体の協力、理解を得て調査の手法を検討する。

2. 文化財の保存と活用に関する基本方針

(1) 文化財の保存と活用の目標

高島市の歴史文化は、山と湖に囲まれた豊かな自然と水を活かして生きる人々の暮らしが作り上げてきたと言える。その中で残されてきた数多くの文化財は、現在に生きる私たちに多くのことを伝えている。しかし、それらの貴重な適切な管理・保存・活用が図れなかったことで、本来の価値や魅力を活かさないまま、消えてしまった文化財もある。本計画では、高島市に存在する数多くの特徴的な文化財を、行政、文化財所有者、市民、関係団体等が一丸となって、調査・保存・継承・活用し、今後のまちづくりに資することができるよう目標を、“文化財から「高島の恵みと誇りを最大化」”と設定する。

(2) 文化財の保存と活用の基本方針

方針1 文化財の状況把握と調査を進める

町村での文化財調査及び指定等の保護措置を引き継ぎ、市としての把握調査を行うとともに文化財資料の適切な保護管理を進める。併せて、現在の文化財収蔵施設の状況を把握し、文化財資料の保存管理に適した環境の創出に努める。また、これまでの発掘調査によって保存された資料や出土品の現状把握に努め、資料のデジタル化等を始めとした適切な保存管理および活用に努める。

方針2 文化財の保存と継承を進める

先人から受け継いだ文化財を、これからの時代を見据えて適切に保存するため、市内に分散している資料館・収蔵庫等の統合を検討するとともに、文化財を災害や人口減少の危機から守り、次世代へ着実に継承する。さらに地域の危機管理意識の高揚を図るとともに文化財の防災・防犯体制の強化に努める。

方針3 文化財の魅力の発信・活用を進める

講座・見学会の実施や歴史ガイドブックの作成等の文化財の価値を多くの人に知らせる取組みを進め、地域住民や庁内関係課と連携して、文化財の魅力の発信・活用を進める。また、市民や関係団体による文化財を活かした地域づくりを支援するとともに、団体の育成等を進める。

3. 文化財の保存と活用に関する措置

本市の歴史文化の特徴や文化財の保存・活用に関する課題、文化財保存活用の基本方針を踏まえ、本計画の計画期間に取り組む文化財の保存と活用のため措置を講じるものとする。

(1) 文化財の状況把握と調査

事業名	指定文化財確認調査
事業内容	市内の指定文化財所有・管理者を対象に、状況確認調査を実施する。文化財の状態、修理の予定、継承に向けての課題等を聞き取り、管理台帳の更新・充実を図る。
事業期間	令和3（2021）年度～12（2030）年度
取り組み主体	行政、所有者
財源	市費等

事業名	未指定および未調査文化財状況把握
事業内容	これまでの状況把握調査や文化財アンケート等で、所在が明らかになった有形・無形の未指定・未調査分野の文化財について、文化財保護審議会委員等の指導を得て、調査を実施する。
事業期間	令和3（2021）年度～12年（2030）年度
取り組み主体	行政、所有者
財源	市費等

事業名	資料館等収蔵資料整理
事業内容	市内の3資料館と2収蔵庫に収蔵される資料（主に民具資料）について、令和2年度までの状況確認調査の成果を踏まえ、整理を継続し、活用の手法を検討する。
事業期間	令和3（2021）年度～12（2030）年度
取り組み主体	行政
財源	市費等

事業名	出土遺物データベース化
事業内容	市で所蔵する出土遺物について、ナンバリングとデータベース化を進める。
事業期間	令和6（2024）年度～12（2030）年度
取り組み主体	行政
財源	市費等

事業名	未整理文献資料（古文書等）整理調査
事業内容	合併前6町村の自治体誌史編さん事業で、確認・収集した古文書資料の解読を行う。また併せて市域から新たに発見される古文書資料のうち、重要なものについて、整理・目録化を進める。
事業期間	令和3（2021）年度～12（2030）年度
取り組み主体	行政、関係団体
財源	市費等

事業名	中江藤樹関係資料確認調査
事業内容	藤樹書院跡史跡指定100周年（2022年）を記念し、公益財団法人藤樹書院および市内関係地に伝わる中江藤樹関係資料の詳細調査を実施する。
事業期間	令和4（2022）年度～8（2026）年度
取り組み主体	行政、所有者、関係団体
財源	国費、県費、市費等

（2）文化財の保存と継承

事業名	文化財保護審議会の運営と文化財指定
事業内容	未指定・未調査文化財の把握、現状確認調査を踏まえ、文化財保護審議会を開催し、文化財の指定や保存、継承および資料館運営に関する事項について、審議・協議を行う。
事業期間	令和3（2021）年度～12（2030）年度
取り組み主体	行政
財源	市費等